

群馬大学大学院理工学府エレクトロメカニクス教育研究センター運営委員会要  
項

令和3年4月1日 制定

改正 令和7年4月1日

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学大学院理工学府エレクトロメカニクス教育研究センター（以下「センター」という。）要項第7第2項の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府エレクトロメカニクス教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項に関すること。
- (2) センターの教育と研究の具体的方策に関すること。
- (3) センターの将来構想に関すること。

(組 織)

第3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの担当を命ぜられた教員 若干人
- (4) その他センター長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第4 第3第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たない場合は、当該残任期間に1年を加えた期間とする。

(委 員 長)

第5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第6 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8 運営委員会の事務は、桐生地区事務部において処理する。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。